

10月から、1人ひとりのマイナンバー(個人番号)が通知されます



マイナンバー制度とは

住民票を有するすべての方に12桁のマイナンバー(個人番号)を割り当て、国や区などの各機関が管理する個人情報が「同じ人の情報であること」を確認し、活用するしくみです。

マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。この制度の導入により、税や福祉の申請時に必要な書類が減るなど、区民の皆さんの負担も軽減されます。

マイナンバー制度導入の主な流れ

平成27年10月～ マイナンバーを通知

- 12桁の個人番号、氏名、住所、生年月日、性別が記載された「通知カード」が、住民票に登録されている住所あて世帯ごとに簡易書留で送付されます。
- 希望者による、「個人番号カード」(顔写真付きICカード)の申請が始まります。
- ※「個人番号カード」は、本人確認の身分証明書として利用できるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめ、各種電子申請に利用できます。

平成28年1月～ 行政手続きでマイナンバー利用開始

- 社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーの利用が始まります。
- 希望者への個人番号カードの交付が始まります。

平成29年1月～ 国の機関での情報連携開始

平成29年7月～ 国・地方公共団体間での情報連携開始

マイナンバーを使用する行政手続き

- 社会保障** …… 医療保険、介護保険、児童手当、子ども・子育て支援などの手続き、障害のある方の手続き、生活保護、雇用保険、年金など
- 税** …… 税務署等に提出する届出書や確定申告などの手続き等
- 災害対策** …… 被災者台帳の作成や支援金の支給等

個人情報の保護の対策

- ・マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の手続きのために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。
- ・他人のマイナンバーを不正に入手することは、処罰の対象となります。
- ・区がマイナンバーを含む個人情報を保有する際は、利用方法やリスク対策などについて、「特定個人情報保護評価書」で公表します。

民間事業者の皆さんへ

制度が始まる平成28年1月以降、民間事業者の皆さんもマイナンバーを取り扱うこととなります。

次のような税や社会保障の手続きにおいて、従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- 給与所得などの源泉徴収票の作成手続き
- 健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き
- 証券会社や保険会社が行う配当金や保険金等の支払調書作成 など
- ※一部は平成29年1月提出分からの適用予定

マイナンバーに向けた対応を!

マイナンバーは法律で定められた範囲以外での利用が禁止されています。マイナンバーを含む個人情報の漏えいを防ぐため、民間事業者には安全管理措置などが義務付けられます。制度対応に向け、社内規程づくりや特定個人情報の安全管理措置、必要に応じたシステム開発、改修などの準備を進める必要があります。

なお、10月からは、法人にも1法人に1つの法人番号(13桁)が指定され、登記上の所在地に通知されます。

事業者向けの最新情報はこちらをご覧ください。

- マイナンバーホームページ(内閣官房)→「事業者の皆さまへ」を選択
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- 事業者向けガイドライン(特定個人情報保護委員会ホームページ)
<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

マイナンバーの最新情報はこちら

【制度の詳細について】

- 内閣官房の社会保障・税番号制度のホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- 公式Twitter(ツイッター)
https://twitter.com/MyNumber_PR
- 政府広報オンライン
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/>
- 個人情報の取り扱い(特定個人情報保護委員会ホームページ)
<http://www.ppc.go.jp/>

【制度の問い合わせ先】

マイナンバーコールセンター(平日 9:30~17:30)

日本語 ☎0570-20-0178

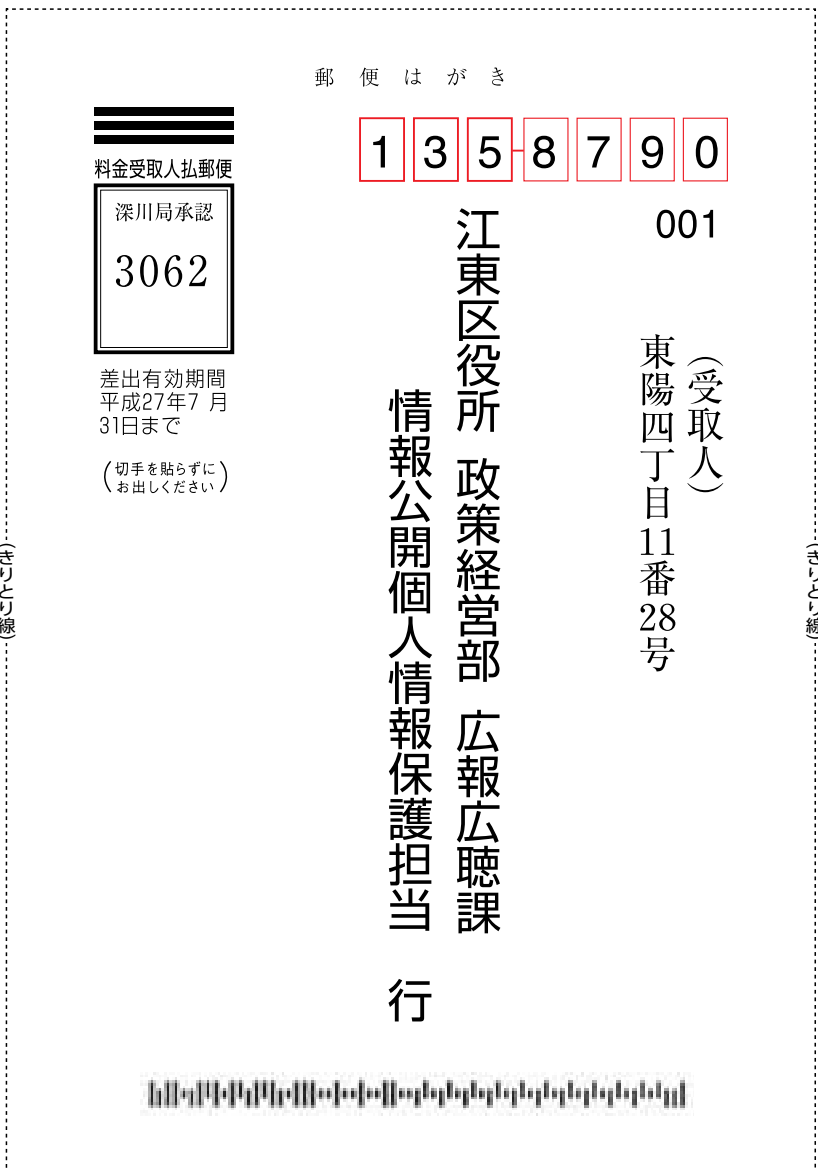
外国語 ☎0570-20-0291

(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応)

【区への問い合わせ先】

○制度全般に関する事……… 企画課企画担当☎3647-9167

○個人情報保護に関する事……… 広報広聴課情報公開個人情報保護担当☎3647-4022



こうとう区報は発行日から3日かけて郵便ポストへお届けしています

ご家庭・事業所等で配布が必要ない場合や、配布部数の変更を希望される場合は、全戸配布コールセンター(平日および配布日の9:00~19:00) ☎3950-3070へ 読み終わった区報は古紙回収へ

TOKYO 2020 オリンピック・パラリンピックを成功させよう!